**◆◆◆毒物劇物取扱責任者変更届(販売業・業務上取扱者)について◆◆◆**

令和6年8月1４日

八尾市保健所　保健企画課

◎　毒物劇物取扱責任者を変更したときは、次の書類を添えて変更日より３０日以内に届け出る必要があります。（毒物及び劇物取締法第7条）

◎　提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

**１．毒物劇物取扱責任者変更届に必要な書類**

① 毒物劇物取扱責任者変更届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第9号様式）

② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

③ 毒物劇物取扱責任者の診断書

④ 毒物劇物取扱責任者の誓約書

⑤ 使用関係証明書又は雇用契約書の写し

（注）毒物劇物取扱責任者の氏名を変更（例：改姓）した場合は、①＋戸籍謄本（抄本）

**２．毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点**

（１）業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農業用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。また、業務上取扱者にあっては、令第41条第1号（電気めっきを行う事業）、2号（金属熱処理を行う事業）、3号（毒物又は劇物の運送の事業）、4号（しろありの防除を行う事業）の別を記入すること。

（２）登録番号及び登録年月日は登録票を確認のうえ、正確に記載すること。

（３）店舗（事業場）の所在地及び名称は、登録票をよく確認のうえ記載すること。

業務上取扱者にあっては、以前に提出した業務上取扱者届出書に記入したとおり記載すること。

ただし、住居表示変更があった場合は、新しい住居表示に従って記入し、その旨を備考欄に明記すること。

（４）毒物劇物取扱責任者の住所は現住所を記入すること。

（５）毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第８条第１項第○号」と記載すること。また、（　）内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般／農業用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載すること。

　　　　　① 法第８条第１項第１号･･････ 薬剤師

　　　　　② 法第８条第１項第２号･･････ 応用化学等の卒業者

　　　　　③ 法第８条第１項第３号･･････ 知事の行う試験の合格者

（６）法第８条第２項第４号に該当する事実がないときには「無」を○で囲んでください。

（７）変更年月日は、実際に変更のあった日を記載すること。

（８）届出年月日は、提出年月日を記載すること。

（９）住所及び氏名は、登録票及び以前提出した業務上取扱者届出書をよく確認のうえ、記載すること。

**３．その他の添付書類の留意点**

**（１）毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類**

（ア）法第８条第１項第１号････････薬剤師免許証の写し(原本持参)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　但し、薬局等の管理者と同一人の場合は、薬剤師免許の照合を省略することができる

（イ）法第８条第１項第２号････････次の区分による卒業証明書、卒業証書の写し（原本持参）又は単位修得証明書（単位習得及び卒業が確認できるもの）

単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要

ａ）**高等学校**において応用化学に関する学課を修了した者

（※化学に関する科目を**２５単位以上**修得している必要がある）

→ 卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）及び単位修得証明書

ｂ）**高等専門学校**において工業化学科を修了した者、又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者

学科名により判断できない場合は※化学に関する科目を**２８単位以上**修得している必要がある

　　　→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）、単位修得証明書（必要時）

　ｃ）**専門課程を置く専修学校（専門学校）**において応用化学に関する学課を修了した

（※化学に関する科目を**２５単位以上**修得している必要がある）

　　　→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）及び単位修得証明書

ｄ）**大学**の**薬学部**、**理学部・理工学部**又は**教育学部**の化学科・理学科（化学専攻のものに限る）・生物化学科等、**農学部・水産学部**又は**畜産学部**の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等、**工学部**の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等、**化学**に関する授業科目の単位数が必修科目・選択科目等を合わせて**２８単位以上**修得している又は必須科目の単位中**５０％**以上である学科の課程を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）、単位修得証明書（必要時）

ｅ）**大学院**で応用化学に関する研究科を修了した者

　　尚、応用化学に関する研究科への該当性の判断においてｄ）を準用し、この中で**化学**に関する授業科目の単位数が必修科目・選択科目等を合わせて**２８単位以上**修得している又は必須科目の単位中**５０％**以上である学科に該当する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えない

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）、単位修得証明書（必要時）

※化学に関する科目

化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に算入して差し支えないこと

また、名称のみで判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等

有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

（ウ）法第８条第１項第３号･･････････合格証の写し（原本持参）

**（２）診断書**

　　（ア）「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない」ことが診断されていること。

　　（イ）発行後３ヶ月以内のものであること。

　　（ウ）診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

**（３）毒物劇物取扱責任者の誓約書**

　　 毒物劇物取扱責任者が第８条第２項第４号に該当しない旨の誓約書

　　（八尾市の「毒物劇物取扱責任者変更届」の様式を使用する場合は省略可）

**（４）毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書又は雇用契約書の写し**

　　 使用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されていること。

1. 勤務時間　　②休日　　③他の場所で他の業務に従事しない旨

　　 なお、雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。

１．勤務時間･･････

２．休日･･････

３．他の場所で他の業務に従事しない」